

【概要版】

第5期松山市 地域福祉計画
地域福祉活動推進計画

このまちのえがおプラン

令和6年度 ～ 令和10年度
(2024年度) (2028年度)



「福祉活動なんて私には無理だ」と思っていないですか？

いいえ、福祉(ふくし)は特別なことではありません。

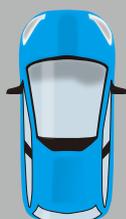
あいさつを交わすことも、子どもや高齢者を見守ることも、

ふだんの**く**らしを**し**あわせにする立派な福祉です。

あなたの人を思いやる気持ちや行動が、みんなの暮らしを変えていきます。

例えば……

障がいのある人が施設を
利用しやすいような配慮



こどもの登下校の見守り



松山市

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

1 計画策定の趣旨

松山市と松山市社会福祉協議会では、平成17年から地域福祉計画と地域福祉活動推進計画をそれぞれ策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

少子高齢化や地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進む中、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、一人ひとりが他人を思いやり、お互いに支えあう社会を目指した取り組みが一層求められることから、令和6年4月からの第5期計画を策定し、引き続き計画的に各種施策に取り組んでいきます。

地域住民等の参加による地域福祉の推進

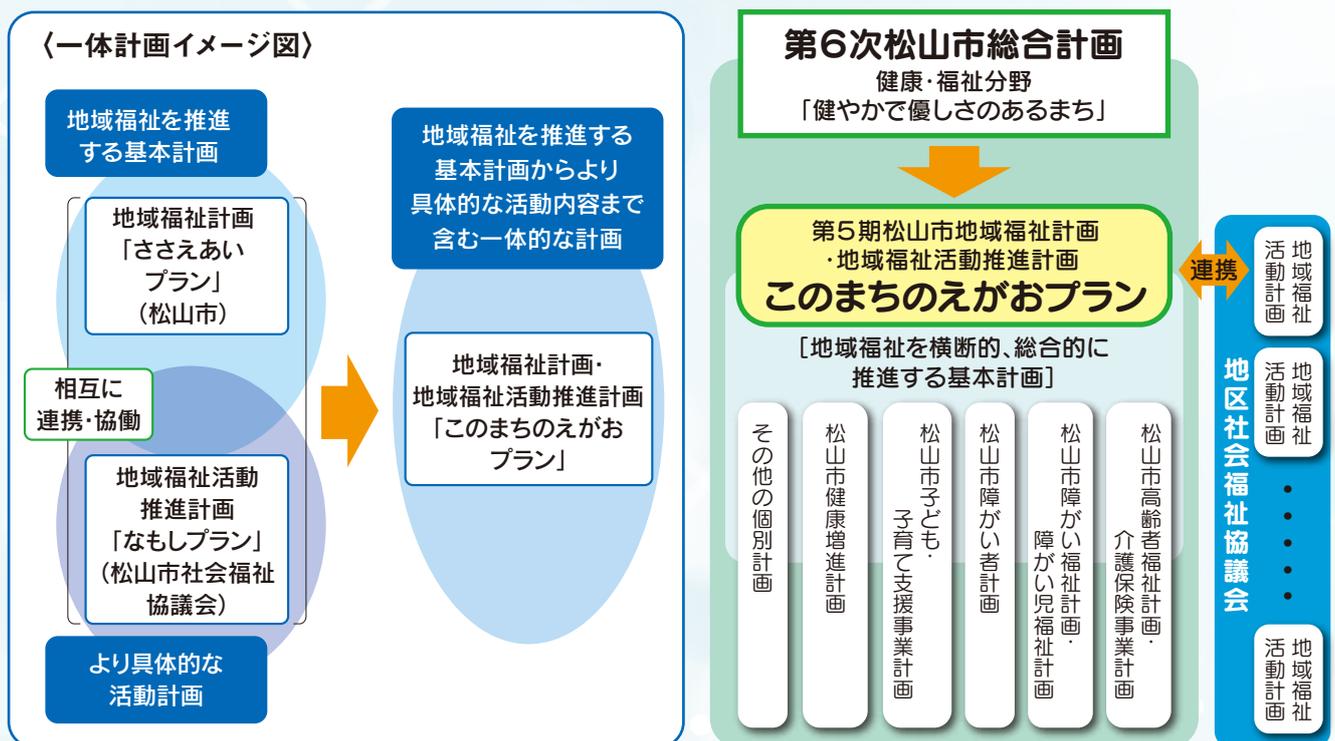
地域福祉の推進に当たっては、地域住民や福祉事業者、社会福祉活動を行う人がお互いに協力して、地域の中で福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱えるあらゆる課題を把握し、関係機関と連携しながら解決につなげていくことが大切です。

本計画ではこれらの地域住民等が活動していくためのきっかけや機会づくり、また、活動を支えていくためのしくみづくりなどの松山市や松山市社会福祉協議会の役割を示しています。

2 一体計画の策定及び計画の位置付けについて

前回の第4期計画から引き続き、松山市の地域福祉計画と松山市社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画を、地域福祉の目指すべき方向性を共有し、相互に補完・補強し合うものとして、住民組織や様々な関係団体、住民一人ひとりがより一層連携・協働できるよう、これらの計画を一体的に策定することとしています。

また、一体計画である「このまちのえがおプラン」は、「松山市総合計画」を上位計画として地域福祉に関する各種施策を具体的に進めていくための基本計画であるとともに、地域生活課題の解決に向けて、福祉分野やその他関連する個別計画の施策を横断的、総合的に推進するものです。加えて、地区社会福祉協議会が地域の特性に応じて策定する「地域福祉活動計画」と連携し、効果的に地域福祉を推進していきます。



3 第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の体系

(1) 基本理念と個別目標

《 基本理念 》 — どんなまちを目指すか —

みんなが参加し つながり支えあう 共生のまちづくり

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、ポストコロナに向けて社会経済活動が再開されていく中で、住民一人ひとりや住民組織、ボランティア団体、NPO等の関係団体、学校、事業所等、地域の多様な主体、さらには松山市及び松山市社会福祉協議会が、それぞれの役割を担いながら、共に「つながり」「支えあう」ことで、「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けたい」と思える共生のまちづくりを目指します。

第5期地域福祉計画・地域福祉活動推進計画では、この基本理念の下、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、みんなが参加し活躍できる共生社会の実現に向けた4つの個別目標を掲げました。

《 個別目標 》

目標1 支えあいの心を育む

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりが自分たちの暮らす地域に関心を持ち、愛着を育みながら、世代や背景にかかわらず「身近な気になる存在」として互いに意識しあうことが大切です。

そのために、地域福祉について理解を深めるための気付きと学びの場づくりに取り組みます。

目標2 みんなが主役になれる環境づくり

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、「支え手」と「受け手」の関係を超え、全ての人が生きがいを持って地域の活動に参加することが大切です。

そのために、人と人、人と地域資源が、世代や分野を超えて出会い、つながりあい、誰もが気軽に参加・活躍できる機会やしくみをつくるとともに、住民一人ひとりが主役となり、主体的・積極的に関わり、輝くことができる環境づくりに取り組みます。

目標3 丸ごと支援のしくみづくり

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、世代や分野に捉われることなく、個人や世帯が抱える困りごとを地域ぐるみで早期に発見し、解決につなげていくことが大切です。

そのために、住民や地域の多様な主体が互いの生活課題や地域の福祉課題に気付き、共有する機会を育むとともに、課題に直面したときには公的な支援体制と連携できる体制づくりに取り組みます。

目標4 福祉サービスの向上と適切な利用の促進

みんなが参加しつながり支えあえる共生のまちづくりを進めるためには、そこに住む人が福祉課題やライフスタイルに合わせ、必要な福祉サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域での生活を継続できるようにすることが大切です。

そのために、住民が必要なときに必要なサービスの情報を得て、適切に利用できるよう住民ニーズの把握と情報発信を行います。また、サービスの提供者が、地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参画できるような環境整備に努めるとともに生活課題・福祉課題の解決に向けたサービスの質の向上に取り組みます。

(2)目標の方針と方策

目 標	方 針	方 策
1. 支えあいの心を育む	(1) 住民参加の理解と促進	①地域福祉に関する普及・啓発の推進 ②地域(住民、学校、企業等)での福祉教育の推進 ③寄附文化の醸成
	(2) 地域リーダーの養成と支援	①ボランティア活動者の発掘と養成 ②民生委員・児童委員の活動環境の整備 ③地域の担い手の養成と支援(地区社協の強化)
	(3) 広報啓発活動の充実	①地域情報の収集と活用 ②情報発信ツールの拡大
2. みんなが主役になれる環境づくり	(1) 地域住民の交流の場の充実	①世代や分野、国籍を超えた交流の場づくり ②介護予防や生きがいづくりを視点とした交流の場づくり ③仲間を増やす場づくり
	(2) 地域活動の拠点づくり	①身近な地域での活動拠点(スペース)の開拓 ②福祉センターの活用 ③拠点でのコーディネーター的人材の養成
	(3) 地域福祉活動の機会づくり	①地域活動・ボランティア活動への参加促進 ②高齢者・障がい者等の社会参加の促進と生活支援
3. 丸ごと支援のしくみづくり	(1) 地域情報の把握と共有	①アウトリーチ機能の強化 ②地域課題や社会資源を共有するしくみづくり ③「地域福祉活動計画(地区社協)」の策定支援
	(2) 安心できるつながりの促進	①地域資源のネットワークの拡充 ②成年後見制度の利用促進 ③生活困窮者の自立に向けた生活支援の推進 ④相談支援体制の充実
	(3) 支えあうしくみづくり	①地域での見守り活動の充実 ②孤独・孤立や虐待の防止などの取り組み ③災害時の避難行動及び被災者支援の体制整備
4. 福祉サービスの向上と適切な利用の促進	(1) 福祉サービスの質の向上	①施設等での外部評価の普及 ②福祉事業者への適切な助言・指導 ③福祉従事者の養成
	(2) 福祉サービスの適切な利用促進	①相談支援機能の充実 ②福祉サービスの情報提供のしくみづくり ③地域住民と福祉事業者や企業との連携
	(3) 多様な状況に対応した福祉サービスの推進	①安定かつ継続性のあるサービス提供体制の構築 ②新しい技術の活用

4 重点取り組み

重点取り組み① 地域(住民、学校、企業等)での福祉教育の推進

地域住民が自分の暮らすまちに関心を持ち、地域にある生活・福祉課題に気づき、その解決に向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場を提供するなど、地域へ福祉教育を普及・推進します。



福祉体験学習(小学校)



福祉体験学習(企業)

重点取り組み② 子育て応援プロジェクト等の推進

「子ども服おさがり交換会」「キッズシネマ上映会」「おもちゃ図書館ひみつきち」等を開催し、子育て中の世帯間の交流や子育てサロン等自主グループの立ち上げ支援など、地域での子育て支援活動の活性化を図ります。



おもちゃ図書館ひみつきち



子ども服おさがり交換会

重点取り組み③ 認知症施策の充実

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりのため、勉強会やイベント等を通じて認知症への理解啓発や、認知症の人やその家族を支える認知症サポーターの養成に努めます。



認知症サポーター養成講座



チームオレンジ

重点取り組み④ ボランティア支援体制の充実

ボランティア活動への住民参加を促進するため、相談支援の充実や情報発信等周知啓発の強化に努めるとともに、近年多発する災害に備え、被災者に寄り添った支援が迅速に行われるよう、災害ボランティアセンター設置・運営や災害ボランティアの養成について平常時から取り組みます。



ボランティアセンター



災害ボランティア活動

重点取り組み⑤ 地域福祉サービス事業の推進

地域福祉サービス事業を、住民参加型の在宅福祉サービスとして活性化させるため周知啓発を図るとともに、協力会員の発掘・養成を行います。また、地区社協が主体となって行うニーズ把握やコーディネートが円滑に行われるよう、生活支援体制整備事業の「協議体」を活用し、地域性をいかした柔軟な取り組みを推進します。



庭のおそうじ支援



ごみ出し支援

重点取り組み⑥ 生活支援体制の整備

市社協内に生活支援コーディネーターを配置し、地区社協や地区民協をはじめとする地域内の関係機関・団体が集い、住民主体による意見交換を行う場として「協議体」の開催を行うとともに、地域のニーズや社会資源の把握に努めながら、高齢者の生活支援、介護予防サービスの充実を図る生活支援の体制整備を行います。



協議体「暮らし支えあう井戸端トーク」

重点取り組み⑦ 相談支援機能の充実

地域共生社会の実現を目指し、複雑・多様化する地域住民のニーズや状態に応じて柔軟かつ包括的な相談支援を行うため、職員の質の向上を図るとともに、市・市社協内部での部門(担当者)を超えた連携体制の強化を図ります。また、地区社協や地区民協をはじめとする地域住民や関係機関・専門職とのネットワークの構築を図り、関係機関が一体となった相談支援に努めます。



福祉・子育て相談窓口

重点取り組み⑧ 介護DXの推進

介護施設でのロボット、センサー等の活用事例や『地域医療総合確保基金』を活用したICT・介護ロボット導入支援等を周知・啓発することで、介護DXを推進し、介護現場の負担軽減と介護人材の確保に努めます。

○装着型パワーアシスト
(移乗支援)



○歩行アシストカート
(移動支援)



○見守りセンサー
(見守り)



※厚生労働省資料

5 成果指標の設定

第6次松山市総合計画に対する市民意識調査、地域福祉に関するアンケート調査項目や重点取り組み項目等をもとに成果指標を設定します。

指 標	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
「地域共生社会」という言葉を知っている人の割合	35.6%	70%以上
自分の住んでいる地域に愛着がある人の割合	76.2%	80%以上

(本編には、別途目標毎の指標を掲載しています。)

★松山市では、子ども、高齢、障がい等に関する市政情報を発信しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp>



★松山市社会福祉協議会では、公式SNSを通じて様々な地域福祉の活動を発信しています。

<https://www.matsuyama-wel.jp>



第5期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画「このまちのえがおプラン」【概要版】

(発行) 松山市保健福祉部保健福祉政策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町4丁目7番地
TEL 089-948-6823 / FAX 089-934-1832

E-mail : hokenseisaku@city.matsuyama.ehime.jp

松山市社会福祉協議会地域福祉部地域支援課

〒790-0808 愛媛県松山市若草町8番地2
TEL 089-941-3828 / FAX 089-941-4408

E-mail : chiiki@matsuyama-wel.jp

本編は松山市又は松山市社会福祉協議会のホームページを検索いただくか、右の二次元コードからダウンロードできます。

